

第 4 章 部門別推計方法

この章では、基本分類部門ごとの ①概念・定義および範囲、②推計に用いた基礎統計、③生産額、投入額および産出額の推計方法および ④問題点などについて記述する。

この章の構成は、全体を大きく内生部門、最終需要部門および粗付加価値部門に区分し、それぞれのなかを各省庁別にまとめている。各省庁のなかは、基本分類コードの若い部門の順序になっている。

第 1 節 農林省担当部門

- I 概念、定義および範囲
- II 推計に用いた資料名
- III 生産額の推計
- IV 投入推計
- V 産出推計
- VI 昭和40年表との相違点
- VII 留意すべき点

I 概念、定義および範囲

1 農業部門

日本標準産業分類（以下「産業分類」という）で大分類A—農業で規定している生産活動とほぼ一致するが、自家栽培の原料を用いた製造・加工活動と同分類の小分類0149—「その他の施設園芸農業」のうち「しいたけ栽培農業」および同小分類0541—園芸サービス業の生産活動は含まない。

自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は製造業へ、しいたけ栽培活動は林業にそれぞれ含まれる。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される財およびサービスの一切であり、稲におけるくず米、稲わら、畜産におけるきゅう肥等の副産物をも含んでいる。

以下、部門別に生産物の範囲を示す。

米(011110)：この部門の生産物は、玄米およびその副産物（くず米および稲わら）である。

麦類(011120)：この部門の生産物は、農林省農林経済局統計情報部「作物統計」（以下「作物統計」と言う）に定める小麦、6条大麦、ビール麦、裸麦等である。

いも類(011210)：この部門の生産物は、「作物統計」に定めるかんしょ、ばれいしょである。

雑穀(011221)：この部門の生産物は、「作物統計」に定めるとうもろこし、そば、あわ等である。

豆類(011222)：この部門の生産物は、「作物統計」

に定める大豆、あずき、いんげん豆、らっかせい等である。

野菜(011230)：この部門の生産物は、「作物統計」に定める「野菜」と「その他の野菜」（「作物統計」に記載されていないしゅんぎく、みづぼ等）および「工芸作物」のにんにく、しょうがである。

にんにく、しょうがは35年表ではその他の工芸作物に含まれていた。なお、野菜の種子は「その他の非食用耕種作物」に含まれる。

その他非食用耕種作物(011292)この部門の生産物は種苗（球根類、種子、苗木等）肥料用作物および「作物統計」に定める工芸作物（食用および繊維用、製紙原料用、薬用を除く）と切花等である。

なお、ここでいう苗木は、主として観賞用、庭木用等である。

農業部門の種苗の投入は40年表と同様に(a)自部門の生産物を再投入する部門（米、麦類等）(b)種苗を別途推計したその育成に要した費用（肥料、農薬等）に分割して投入する部門（こんにゃく等）(c)種苗部門から投入する部門（野菜等）の3種に分けて推計するが、ここでいう種子は前記(c)に該当するもののみである。

果実(011300)この部門における生産物は「作物統計」に定める果実（みかん、りんご、ぶどう、なし、もも、うめ、びわ、かき、くり等）に植物成長分（果樹園の新植および成長分）を加えたものである。

いちご、すいか、メロン、まくわうりはこれには含まれず、野菜部門に含まれている。

油糧作物(011410)この部門の生産物はなたね、ごま、オリーブ、あまの実およびはぜである。なお、林野副産物とし

てのはぜは「特殊林産物」に含まれる。

砂糖原料作物(011420)この部門の生産物はさとうきびおよびてんさいである。

葉たばこ(011431)この部門の生産物は葉たばこ(生産者段階で一次乾燥されるまで)である。

飲料用作物(011432)この部門の生産物は生茶葉およびホップであり(ホップ抽出物およびルプリン「その他の食品部門」に含まれる。)

茶園の新植および成長増を含む。

製紙原料作物(011440)この部門の生産物は、こうぞ、みつまた等製紙(和紙)原料となるものをもってその範囲とする。

林野副産物たる野生のこうぞ、みつまたは含まない。

また、みつまたは、生産者段階で若干の加工を加えられたもの(白皮といわれている)がある。これらは全部未加工のもの(黒皮)に換算してある。

薬用作物(011450)この部門の生産物は薬用人参、はっか、除虫菊等、薬用に供されるものをもってその範囲とする。

その他の非食用工芸作物(011491)この部門の生産物は「作物統計」に定める工芸作物のうち非食用(別掲を除く)に供されるものをもってその範囲とする。

その他の食用工芸作物(011492)この部門の生産物は糊料作物(こんにゃく等)および香辛料作物(こしょう等)をもってその範囲とする。ただし、天然「わさび」は「特殊林産物」とし、この部門には含まない。

敷物原料作物(011510)この部門の生産物はいぐさ、およびしちとういである。

織物原料作物(011520)この部門の生産物は、あさ、あま、こうま、ラミーおよびわたである。

酪農(011610)この部門の生産物は、牛乳、子牛の生産、成長肥大分およびきゅう肥である。

養鶏(011620)この部門の生産物は鶏卵(不正常卵を含む)、成鶏、肉鶏(産鶏を含む)および副産物(鶏ふん)である。

養豚(011691)この部門の生産物は肉豚およびその副産物(きゅう肥)である。

肉牛(011692)この部門の生産物は肉牛とその副産物(きゅう肥)である。

その他の畜産(011699)この部門の生産物は馬(軽種馬を含む)、やぎ(やぎ乳を含む)、うさぎ、ミンク、はちみつ、その他の食用鳥類(うずら等)、愛玩用、実験用動物、およびこれらの副産物(きゅう肥)である。

繊維用畜産(011700)この部門の生産物は綿羊、羊毛

と(兎)毛およびこれらの副産物(きゅう肥)である。

養蚕(011800)この部門の生産物は繭およびその副産物(出がら繭、繭綿および輸出向け蚕種)である。また、栽桑もこの部門に含まれ、桑園の新植および成長増も含む。

農業サービス(012001・012009)日本標準産業分類の05農業的サービス業(ただし054園芸サービス業を除く)をもってこの部門の範囲とした。

2 林業

産業分類、大分類B林業、狩猟業で規定している生産活動であり、山行用、治山用苗木の育成、植栽、立木の保育、保護、素材・薪炭生産、木の実、きのこ類、樹皮等の採集、野生動物の狩猟活動が含まれている。

また、「産業分類」では農業に規定しているしいたけ栽培もこの部門に含まれる。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財一切であり、以下部門別にその範囲を示す。

育林(021110)この部門の最終生産物は、立木と治山用苗木であるが、中間生産物である造林用苗木を含めている。

特殊林産物(021120)「農林省統計表」に定める特殊林産物(くり、くるみ等の樹実、すぎ、ひの木等の樹皮、まつたけ、しいたけ、たけのこ、うるし等)に竹、竹皮、松根油を加えたものである。

なお、これらの生産物は販売用、業務用、自家用に分れるが、統計は販売用、業務用しかなく自家消費分が含まれていない場合が多い。その中でも特に竹はその額が多いと考えられるので、前記統計表以外に自家用として別途推計し、これに加えてある。

薪炭製造(021200)薪、木炭を製造する生産活動をいう。

薪は普通薪としば薪でありいづれも自家消費分を含み、木炭は黒炭、白炭である。

素材(022000)立木を伐採して主として丸太(そま角、大割材などを含む)を製造する生産活動をいう。

狩猟業(030000)主として狩猟、わなかけなどによって毛皮用または食用等のための野獣および食用野鳥を捕獲する活動をいい、その範囲は狩猟免許者による鳥獣類捕獲等のうち毛皮用、食用として販売または自家消費されるもので、飼育用鳥獣類および密猟分は含まれない。ただし、都道府県知事の鳥獣捕獲許可により有害鳥獣駆除の目的で捕獲したものを含める。

3 漁業部門

産業分類、大分類C漁業、水産養殖業で規定している生産活動とはば一致するが、漁家が自家取得物の原材料を用いて製造・加工を行なうものは漁業とせず製造業とする。

生産活動の内容は、海面および内水面において自然繁殖して

いる水産動植物の採捕と生産手段たる漁船内での加工（母船式さけます漁業）、および同水面に人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行なうものである。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財の一切であり、以下部門別にその範囲を示す。

沿岸漁業（041010）漁業非使用、無動力および動力10トン未満の漁船を使用する漁船漁業および採貝、採草、定置、地びき網漁業をいう。

遠洋沖合漁業（041020）動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、採貝、採草、定置、地びき網漁業を除いたものである。なお、さけ、ます、かに等の工船加工分を含む。

浅海養殖業（041030）「漁業養殖業生産統計年報」で定める「浅海養殖業」の範囲とはほぼ同じであるが、真珠の中間生産物である真珠母苗真珠種苗ならびにかきの種苗は含めない。

ただし、上記中間生産物であっても、その輸出分はCTに計上している。

捕鯨業（042000）「漁業養殖業生産統計年報」で定める「捕鯨業」の範囲と同じである。

内水面漁業（043010）「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面漁業」の範囲と同じである。

内水面養殖業（043020）「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面養殖業」の範囲に観賞魚（金魚、色ごい）を含めたものである。

4 食品工業

産業分類、中分類18～19-食料品、たばこ製造業で規定している生産活動より小分類1893-有機質肥料製造業と中分類191-動植物油脂製造業に含まれている原油の生産活動を除いたもの、および小分類2625-塩製造業、同9521-と畜場での屠殺、解体活動と農・漁家で行なう自家原材料による食料品の製造活動である。

なお、原油の生産活動は化学部門に分類される。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される一切のものであり、いづれもその副産物を含む。

以下、部門別にその範囲を示す。

屠殺（肉鶏処理を含む）（201100）家畜、家きんを屠殺解体し、枝肉原皮および内臓等を製造するまでの生産活動をいい、その生産物は枝肉、原皮、屠殺副産物、鶏肉（可食内臓を含む）肉鶏処理副産物である。なお、肉鶏処理副産物とは、鶏の足、とさか、血液および羽のことであり、フェザーミール、羽毛および翼、羽軸、羽毛皮は国内産はないものとする。

畜産びん・かん詰（201210）畜産物を主たる原料として保存食品（びん詰・かん詰）を製造する生産活動をいう。

肉加工品（201220）畜肉製品を製造する生産活動をい

い、その生産物はハム、ベーコン、ソーセージである。

ラード（精製）（201230）純製ラードおよび調製ラードを製造する生産活動をいう。

純製ラードとは、精製（脱酸、脱色および脱臭）した豚脂を急冷しねり合わせてつくられた固形脂、または精製した豚脂からつくられた固形脂をいう。

調製ラードとは精製した豚脂を主原料とし、これに精製した他の油脂を一部配合した後、急冷し、ねり合わせてつくられた固形脂または精製した豚脂を主原料とし、これに精製した他の油脂を一部配合した固形脂をいう。

牛乳・乳製品（202000）飲用牛乳・乳製品を製造する生産活動をいい、その生産物は飲用牛乳（牛乳、加工乳、乳飲料をいい、農家自給分を含む）粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリームミックスパウダー、（一貫生産のものは含まない）、アイスクリーム、濃厚乳酸飲料および脱脂乳である。

なお、40年表においては、CTにアイスクリームを除くその他の冷蔵（たとえばアイスクャンディーなど）は含まれていないが、45年表ではこれらを含めることとする。

農産びん・かん詰（203010）果実および野菜を主たる原料として保存食品（かん詰・びん詰）を製造する生産活動をいい、その生産物は果実かん詰、野菜かん詰、ジャムかん詰、その他のかん詰（煮物、飯類、野菜ジュース）ジャムびん詰、漬物びん詰である。

農産かん詰は大かんもの（18ℓ）と小かんものに区分されているが、大かんもすべて含んでいる。なお、トマトケチャップのかん、びん詰は、調味料に含める。

その他の野菜・果実加工（203090）この部門の生産物は干野菜（切干かんしょ、かんぴょう）冷凍果実、冷凍野菜、カップジャム、農産つくだに、漬物、濃縮ジュース（果汁）および干柿である。

水産びん・かん詰（204010）「水産物流通統計年報」に定める「水産びん・かん詰」の範囲から「船上缶」分を除き、副産物（魚あら）を加えたものである。

なお、船上缶とは、さけ、ます、かに缶詰のように船上（母船式漁業）で生産されるものであり、遠洋沖合漁業部門に含まれる。

ねり製品（204021）「水産物流通統計年報」で定める「ねり製品」の範囲に、副産物（魚あら）を加えたものである。

水産食品（204022）「水産物流通統計年報」に定める「水産加工」のうち「広義の陸上加工」に含まれる「節類」ならびに「その他の水産加工品」をいう。なお、漁家の自家原材料による製造、加工品を含む。

冷凍魚貝類（204031）水産物を凍結する生産活動をい

い、その範囲は原則として「水産物流通統計年報」に定める「水産加工」のうち「広義の陸上加工」に含まれる「冷凍品」に副産物(魚あら)を加えたものである。

塩蔵、乾燥、くん製品(204032)「水産物流通統計年報」で定める「塩蔵品」「素干」「塩干」「煮干」「くん製」に副産物(魚あら)を加えたものである。なお、漁家の自家原材料による製造・加工品を含む。

精穀(205010)この部門の生産物は精米、精麦(いずれも農家自給分を含む)およびこれらの副産物(米ぬかおよび麦ぬか)である。

製粉(205020)穀粉を製造する生産活動をいい、その生産物は小麦粉、ふすま(いずれも農家自給分を含む)そば粉、こんにゃく粉、染色粉、その他の穀粉である。

パン・菓子(206000)この部門の生産物は食パン、菓子パン、学校給食パン、その他のパン、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子その他の菓子である。

砂糖(207000)精製糖を製造する生産活動をいい、その生産物は国産原料精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)輸入原料精製糖、含みつ糖および副産物(糖みつおよびビートパルプ)である。

食用油・加工品(209110)植物性油脂(原油)をさらに加工して食用油、サラダオイル、マーガリンなどの精油および調製品を製造する生産活動をいい、その生産物は食用なたね油(からしな油を含む)、食用大豆油、マーガリン、ショートニング、やし油、棉実油、ごま油、米糠油である。

わが国における現状では油料原料→原油→食用油・加工品のごとく一貫生産が一般的であり、食用油・加工品と原油とは生産工程が分離独立していない。したがって食用油・加工品と原油部門とを分離することに無理がある。しかし、35年、40年表との接続等の関係もあり、45年表においても両者を分離して部門を設定した。

調味料(209120)この部門の生産物はみそ(農家自給分を含む)、しょう油(農家自給分を含む)、グルタミン酸ソーダ、ソース、マヨネーズ、食酢、即席カレー、純カレー、食用アミノ酸、トマトケチャップ、卵白(マヨネーズ副産物)である。

めん類(209130)この部門の生産物は、乾めん、生めん、即席めん、マカロニである。

澱粉(209140)かんしょ、ばれいしょ、穀物から澱粉を製造する生産活動をいい、その生産物はかんしょ澱粉、ばれいしょ澱粉、小麦澱粉、コンスターチおよび副産物(澱粉かす)である。

水飴・ぶどう糖(209150)飴およびぶどう糖を製造する生産活動をいい、その生産物は、水飴、粉飴、ぶどう糖である。

食用塩(209160)この部門の範囲は、輸入原塩を原料として、食卓塩、精製塩、特級精製塩を製造する活動と、国内塩田業者が生産する食塩をもってこの部門の範囲とした。

製氷(209170)販売用水を製造する生産活動をいう。

茶・コーヒー(209180)生茶葉を主原料として荒茶(農家自給分を含む)または仕上茶を製造する生産活動およびコーヒー豆を主原料として破碎コーヒーまたは抽出乾燥コーヒー(インスタントコーヒー)を製造する生産活動をいい、その生産物は緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒーである。

その他の食料品(209190)この部門の生産物は「工業統計表、産業編」の(1891)ふくらし粉、イースト、その他の酵母製造業と(1898)こうじ、種こうじ、麦芽製造業と(1899)他に分類されない食料品製造業の生産物からコーヒー(ほうせん粉砕を行ったもの)ホップ、麦芽を除いた品目である。

配合飼料(209200)穀類などを原料として家畜、家きん等の配合飼料を製造する生産活動をいい、その生産物は配合飼料、混合飼料である。

酒類(清酒、合成酒、ビール、添加用アルコール、その他の酒類)清酒部門は清酒、みりん、清酒かす、みりんかすであり、35年表でこの部門に含まれていた白酒、濁酒、はその他の酒類に含まれている。合成酒は合成酒としょうちゅうであり、ビール部門はビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母ならびに生酵母である。添加用アルコール部門には原料用アルコールが含まれ、その他の酒類部門は果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類、雑酒(前記の白酒、濁酒はここに含まれている)である。

清涼飲料(214000)アルコールを含まない清涼飲料および嗜好飲料を製造する生産活動をいい、その生産物はサイダー、ラムネ、炭酸水、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、タンク詰ソーダ水、ストレートジュース、紙栓ジュース、フルーツシロップ、濃厚ジュース、粉末飲料である。なお、「その他の野菜果実加工」に含まれる果汁は1/5濃縮果汁であって、ここでいう濃厚ジュースとは異なる。

煙草(220000)専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含んでいる。すなわち、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸出入業務、葉たばこや製品の保管、輸送ならびに小売店への配送業務、さらには専売公社工場で使用される機械の製造組立の一部まで含んでいる。

5 その他農林漁業関連産業部門

わら加工品(239010)この部門の生産物は畳床、俵、わらなわ、かますおよびむしろである。なお、俵、わらなわ、かますおよびむしろには農家自給分を含んでいる。

い製品(239020)この部門の生産物はい表である。

製材(251010)主として丸太(そま角、大割材などを含む)を原料として板、角材などを製造する生産活動をいうが、日本標準産業分類でいう床板製造を含み副産物である廃材も含む。

合板(251020)主として販売用単板(ベニア)の製造と自家製単板または購入した単板(ベニア)からベニア合板(特殊合板を含む)を製造する生産活動をいい、集成材もここに含まれる。

チップ(251030)木材チップを製造する生産活動をいう。

植物油(312010)圧搾抽出により植物油を製造する生産活動をいい、副産物である搾油かすを含む。その生産物は大豆原油、なたね原油、やし原油(コブラ原油+パーム核原油)、棉実原油(棉実原油+カボック原油)、米糠原油、あまに原油、ごま原油、ひまし原油、その他の原油、大豆原油かす、なたね原油かす、その他の原油かすである。

動物原油(312020)家畜の骨、内蔵、脂肉などから油脂を製造する生産活動をいい、その生産物は牛脂、豚脂、その他の動物脂である。

魚油・魚かす(312030)「水産物流通統計年報」で定める「魚油」「粗製肝油および内蔵油」「海獣油」「身かす」「あらかす」「魚粉」「その他の飼肥料」をいう。

II 推計に用いた資料名

農業部門

統計情報部：「農家経済調査報告」「物財統計」「農村物価賃金統計」「米生産費」「麦類・工芸作物生産費」「野菜生産費」「果実生産費」「繭生産費」「畜産物生産費」「農林水産業生産指数」「農業総産出額および生産農業所得」「青果物出荷統計」「1970年世界農林業センサス」「鶏卵流通統計調査」「青果物出荷統計」

農林経済局：「農作物共済統計表」「家畜共済統計表」「農業協同組合統計表」

食料庁：「食糧管理統計年報」

大臣官房調査課：「農業および農家の社会勘定」「食料需給表」「農業サービス業投入調査結果」

林業部門

統計情報部：「林業生産統計年報」「木材需給報告書」「林

家経済調査報告」「同育林費調査報告」「木材流通構造報告書」

林野庁：「国有林野事業統計書」「国有林野事業特別会計林野事業勘定、財務諸表」「同種苗、育林、生産、販売、官行造林、各事業実行総括表」「木材市況月報」「薪炭市況月報」

大臣官房調査課：「民有林投入調査結果」

通産省：「工業統計表」

中小企業庁：「中小企業の経営指標」「同原価指標」

環境庁：「鳥獣関係統計」

不動産研究所：「山元素地および山元立木価格調」

日本合板工業組合連合会：「合板統計」

漁業部門

統計情報部：「漁業経済調査報告」「漁業養殖業生産統計年報」「水産物流通統計年報」

大臣官房調査課：「養殖業部門投入調査結果」「食品工業部門投入調査結果」

通産省：「工業統計表」

中小企業庁：「中小企業の原価指標」

食品工業部門

統計情報部：「食肉流通統計」「食鳥流通統計」「牛乳・乳製品に関する統計」「農家生計費統計」

食品流通局：「油糧統計年報」

畜産局：「濃厚飼料統計年報」

大臣官房調査課：「食料需給表」「食品工業部門投入調査結果」

食糧庁：「食糧管理統計年報」

通産省：「工業統計表」

中小企業庁：「中小企業の経営指標」「同原価指標」

東京都：「東京卸売市場年報」

日本銀行：「物価指数年報」

専売公社：「専売統計年報」

缶詰協会：「缶詰時報」

日本精糖工業会：「砂糖統計年鑑」

III 生産額の推計

農林省担当部門の生産額の推計は、原則として生産数量に生産者価格を乗じて求めている。この生産数量には、農林漁家が自家消費を目的として製造されるわら加工品や食料品(みそ、精米等、別表参照)は勿論、自部門の生産に再投入されるもの(例えば米部門での種もみ等)も含んでおり、耕種部門についていえば収穫量に相当するものである。一方、生産者価格は、農産物については農家庭先価格、食料品やわら加工品のような工業製品については工場出荷価格であり、いずれも製品出荷後の支払運賃や支払倉庫料は含まれていない。また、林業や漁業のように生産活動を行う場が、不特定であったり広範囲にわたる場合には生産地市場における価

格を用い、この場合市場手数料は原則として控除しているが、生産地から市場までの運賃は生産者価格を形成するコストとして含んでいる。

なお、自家消費された生産物の評価は市中の製品価格を基準にして推計した。

別表

部門名	品目	自家消費	部門名	品目	自家消費
特殊林産物	竹材	農林漁家	製粉	小麦粉	農家
牛乳・乳製品	飲用牛乳	農家		同上副産物	"
精穀	精米・麦	"	調味料	みそ・しょうゆ	"
	同上副産物	"		茶・コーヒー	荒茶
			わら加工品	なわ、かたむす、わら、しる	"

以下、農・林・漁業および食品工業別に推計の方法の概要を説明する。

ア 農業部門

原則として生産数量については農林省統計情報部「作物統計」生産者価格については同「物財統計」を用い、上記資料から推計し難いものについては、同「農業総産出額および生産農業所得」等で公表している数値によっているが、さらに推計困難な品目については省内各原局の業務資料より推計している。なお、統計情報部「農業総産出額および生産農業所得」の農業産出額は、収穫量より、中間生産物（種子、飼料等）を差引きこれに生産者価格を乗じて推計しており、I O表の生産額とは中間生産物の取扱いにちがいがみられる。したがって、この調整を行えば両者の数量、金額はともに一致する。また、農林省官房調査課「農業および農家の社会勘定」における農業産出額は、上記統計情報部の農業産出額を会計年度に組替えたものであることからして計測期間および中間生産物を調整すればI O表の生産額と一致する。

イ 林業部門

林業生産を国営、民営事業に大別し、国営の生産額については林野庁「国有林野事業統計書」等により、民営については、統計情報部「林業生産統計年報」、「木材市況月報」等の各種林業関係統計を用いて推計した。

なお、ここでいう国営とは国有林野事業特別会計による林業経営のみであり、地方自治体および他省庁等が保有している山林の経営は民営に含まれている。

ウ 漁業部門

生産額は、統計情報部「漁業養殖業生産統計年報」によって部門別に推計した。なお、沿岸漁業と遠洋沖合漁業との区分は、魚種で行なうのは不可能であるので使用される漁船の動力数や漁法によって行った。

すなわち沿岸漁業は、漁船非使用、定置、地びき網、採貝、採草および無動力と動力10トン未満の漁船を使用する漁業とし、遠洋沖合漁業は動力10トン以上の漁船を使用する漁業とした。

4 食品工業

生産額は、農林省公表数値および省内各原局業務資料の生産量と価格を利用するとともに国税庁資料、専売公社資料、通産省「工業統計表」等の資料も用いて推計した。なお、同一品目について二種類以上の公表数値がある場合は原則として農林省の数値を優先して採用している。これは、例えば「工業統計表」を利用する場合、同統計表が把握している出荷量は事業所を単位として調査されているので、品目によっては同一製品の同種の他事業所への出荷量も含まれており、このため、同統計表より全国ベースの出荷量を把握すると出荷量が過分に推計されるためである。

IV 投入推計

投入推計は農林省が公表している各農産物の「生産費調査」、省内各原局の業務資料、45年表作成のため農林省官房調査課が実施した「特別調査」および特別会計、公社等の経理決算書をもとに品目別投入表を推計し、さらに別途推計した品目別商業マージン率、運賃率を用いて生産者価格による投入表を作成し、これをもとに省内および他省庁データとの調整を行ない投入数値を確定した。

以下、部門別に推計方法と調整に際し問題となった主要な点について述べる。

1 農業部門

(1) 推計方法

統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」を中心に、また農林省内各原局の業務資料も参考にして推計した。具体的には、「生産費調査」によって粗収益に対する支出費用別構成比を求め、さらにこの費用を「原単位調査」によって品目別構成比に分割し、これをI O表部門分類に合せた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比をそれぞれの生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計する。つぎに別途推計した品目ごとの商業マージン、運賃率を購入者価格による品目別投入額に乗じて商業、運賃額の投入額を推計し、これを上述の購入者価格による投入額から差引き生産者価格による品目別の投入額を推計した。

なお、粗付加価値額については雇用者所得と資本減耗引当につ

いてのみは「生産費調査」により間接税、補助金については「補助金便覧」や「農業および農家の社会勘定」の数値をもとに推計を行い、生産額から上記費用を差し引いた残差をもって営業余剰とした。

以上のようにして求めた農業各部門の投入額を積み上げた主要資材の農業部門全体の投入額については、「農家経済調査」による全国推計値や「農業および農家の社会勘定」の農業資材購入額と比較調整し確定した。

(2) 調整点

主要資材：農業、化学肥料、配合飼料については、省内担当局および通産省のデーターを用いそれぞれの農業部門全体における投入額を推計し、これを(1)で作成した各品目別投入の比で按分した。

雇用者所得：「農業および農家の社会勘定」の雇用者所得に農家以外の事業体の雇用者所得を「70年農林業センサス」および総理府「事業所統計」より求めこれを加えて農業部門の雇用者所得の総額とした。

補助金：「補助金便覧」をもとに企画庁が推計した補助金から農業部門の生産物の市場価格の形成に関与するものを取り出し農業部門内のそれぞれに配分した。

間接税：「社会勘定」の推計値をもとに農業部門の総額を確定しこれを各部門に按分した。

2 林業部門

(1) 推計方法

林業部門の投入額は、国営と民営とに分けて推計した。国営については、林野庁「国有林野事業特別会計国有林野事業勘定」の経理関係資料をもとに国有林野事業を育苗、育林、素材生産事業に分割し、これら事業別に林野庁経理課「経理実行総括表」によって事業費を費目に細分し、さらに各営林局に依頼して得た「経理実行総括表」の品目別内訳表を用いて品目に細分した。

これらをIO表作業用分類にしたがい整理統合して品目別投入構成比を求め、これをCTに乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格への転換は、農業部門と同様である。

民営の投入額については、45年IO表作成のために農林省官房調査課が実施した特別調査「民有林投入調査」と林野庁各課の業務資料をもとに推計した。

(2) 調整点

雇用者所得：国有林野事業で支払った支払賃金総額と労働者が総理府「事業所統計」をもとに推計した民有林野事業に従事する雇用者に平均賃金を乗じたもの、および「林業センサス」から得た林家の支払賃金総額の3者を合計し、これを林業部門の雇用者所得の総額とした。

3 漁業部門

(1) 推計方法

統計情報部「漁業経済調査報告」等を用い、漁業収入に対する支出費目構成（雇用労賃、漁船費、油費等）を求め、費目の品目の構成への細分は同報告作成の際使用した業務資料を用いて行った。この品目別構成比をIO表作業分類にしたがい整理統合して品目別投入構成比を求め、これをCTに乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格による投入額への転換は農業部門と同様な方法である。営業余剰は、上記報告書の漁業収入から漁業支出を差引いて、その額とした。

(2) 調整点

雇用者所得：労働省が雇用者数に平均賃金を乗じて推計したものをもち漁業部門の雇用者所得の総額とした。

補助金・間接税：企画庁の推計値をもとに各部門に按分した。

4 食品工業部門

(1) 推計方法

省内各原局業務資料、45年IO表作成のために農林省官房調査課が実施した「特別調査」および「工業統計表（通産省）」をもとに他部門の投入額推計と同様な方法で行った。

(2) 調整点

主要原材料：食品工業部門の主要原材料は食用農産物であり、これらについての調整は農林省「食料需給表」や省内各原局が作成している品目別の需給表をもとに、食品加工向けの数量を把握し、これに生産者価格を乗じて投入金額を確定した。

雇用者所得：労働省が部門別雇用者数に平均賃金を乗じて推計した雇用者所得と農林省の投入推計データーとを比較検討し、労働省推計値に近づく方向で各数値を調整した。

営業余剰：省内各原局業務資料および45年IO表作成のために農林省官房調査課が実施した「特別調査」からの推計値は、「工業統計表（通産省）」と比較して低めであるので、「工業統計表（通産省）」の数値へ近づくよう調整した。

V 産出推計

産出額の推計はつぎのような手順で行なった。すなわち、生産額に輸入を加え輸出を控除し、さらに在庫純増を加えて国内総供給額を推計し、次に中間需要（内生部門向け）の産出額を決定し、差額を在庫及び輸出を除く最終需要部門へ産出した。

品目ごとの各部門への産出額の推計は「食料需給表」「木材需給表」および省内各原局の需給資料等により需要の内訳が明確なものについては、これに価格を乗じて求めた。ただし、価格は産出先によって大巾に異なる場合があるので、それぞれ産出先に対応した価格を用いた。産出推計資料のない品目については、原則として産出先部門の投入推計値を用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出先部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し、産出した。

1 農業部門

食用農産物については、「食料需給表」、各原局業務資料をもとに製品歩どまり等を考慮して、品目ごとの需要先別産出量を求め、これに価格を乗じて産出額を推計した。その際、国産品については内生部門向け（加工食品原材料）と外生部門（直接消費）向けとに大別して価格差を設けた。輸入品はすべてCIF価格によった。また輸出を除く最終需要部門への産出は総供給額から加工食品部門産出額を差引くことによって求め、これの家計、家計外、飲食店等への分割は企画庁のデータをもとに行った。

非食用農産物については、通産省の「工業製品原材料統計」等によって推計した。

2 林業部門

苗木の育林部門へ、立木の素材部門へ、チップのパルプ部門へのごとく産出先が明確なものは、そのままそれぞれの部門へ全供給額を産出した。

薪炭、素材、製材、合板等については「木材需給報告書」、および林野庁業務資料をもとに主要産出先別に産出額を確定し、残差は産出先部門の投入推計値をもとに推計した。

3 漁業部門

生鮮・魚貝類、海草類、その他工業用原材料とに大別して産出額の推計を行った。生鮮・魚貝類は、養殖用種苗、活魚餌料、水産食品向けを投入部門の推計値を用いて確定し、残りを飲食店、家計向け等とした。海草類は糊料、アルギン酸ソーダ等の生産量に製品歩どまりを用いて原藻の産出量を推計し、残りを水産食品用、家計用等に配分した。その他工業用原材料は、穀細工用品のごとく産出先が明確なものは全額を該当部門に仕向け、鯨油等は「油糧統計年報」等の資料によって産出先と金額を推計した。

4 食品工業

糟糠類、食品工業原材料用、飲食店・家計向け等に大別して推計した。糟糠類の産出額は、配合飼料と農業部門の投入推計値を用いた。食品工業原材料は仕向先が明確なものについては、製品生産量に歩留りを考慮し、そうでないものは、産出先部門の投入推計値を用いて産出額を決定した。

飲食店・家計等については、残余をもって産出額とした。

VI 昭和40年表との相違点

昭和45年産業連関表農林省担当部門の概念、定義、およびその取扱い等については、作業用部門分類の改訂以外は基本的に40年表と同様である。しかし、細部に亘っては部門の範囲の若干の拡大とか、農林省担当部門以外の部門の概念の変更等により、農林省担当部門からの投入産出の扱いを変更した点も

あるので、これらの点についてとくに農林省担当部門と関連の深い部門についてのみ以下述べる。

1 農林省担当部門

(1) 農業サービス部門のうち獣医業の取扱い

農業サービスに含まれる獣医業の範囲は、40年表においては産業動物を対象に農業へサービスを提供するものに限定したが、45年表ではこの範囲を拡大し愛玩動物を対象にしてサービスを提供するいわゆる犬猫病院等の活動も獣医業の範囲に含めた。

(2) 農業生産にかかわる共同利用施設の取扱い

ライスセンター、カントリーエレベーター、稚蚕共同飼育所、青果物共同選果場等の活動は、40年表においても概念上は農業サービス部門に含まれていたものであるが推計資料等の不備により推計不可能なところであった。しかし、45年表では特別調査の実施またその他の資料も整備されてきたのでこれを使って新たに推計し附加した。

(3) 航空防除の取扱い

米部門等における害虫駆除を目的とした航空機による共同防除に要する経費の取扱いは、従来その経費を大別して農業と航空機チャーター料とに分割し、それぞれ米部門等が直接投入していた。

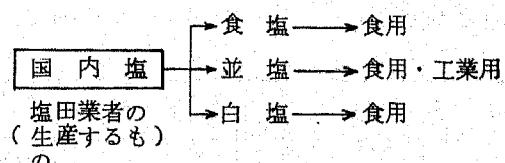
しかし、45年表においては航空防除そのものを農業サービス部門に格付することとした。その結果、農業、航空機チャーター料は農業サービス部門の経費とし、米部門はこれらの経費からなるサービスを一括投入するようになった。

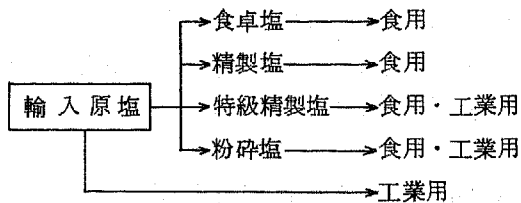
(4) 食用塩の取扱い

40年表における食塩部門の範囲は、輸入原塩を原料として食卓塩、精製塩等を製造する活動と国内塩田業者が一貫して生産する食塩等をもってこの部門の範囲とした。（下図参照）

一方、通産省担当部門である原塩部門でも上記食塩を並塩とともにその範囲に入れている。その結果、食塩および並塩については生産が二重に計上されることになり、このため40年表では食用塩部門が食塩および並塩を原塩部門から購入しそれをそのまま食用塩として産出をした。

国産輸入別 名称 用途





しかし、国内塩田業者が生産する食塩、並塩等は生産された後、それ以上になら加工されることなく全く同質の塩が食用または工業用に使用されているのが現状であり、このことからして食塩および並塩等を食用塩の原料生産部門である原塩部門に格付けする必要はない。したがって45年表においてはこれら食用塩、並塩等の国内塩については食用塩部門のみに含めることにした。この結果、原塩部門には国産品はなくなり、輸入原塩のみとなった。

2 他省庁担当部門と関連するもの

(1) 飲食店サービスの概念変更にかかわるもの

40年表における遊興飲食店、飲食店、旅館等の生産活動の範囲は、ここで消費される食料品、たばこ、飲料等の仕入原材料を除いた遊興サービス、料理加工サービス、宿泊サービスのみを提供するものとした。したがってこれら仕入原材料のIO表上での取り扱い、家計又は家計外部部門がそれぞれの生産部門から直接購入し、サービスのみを遊興飲食店、飲食店、旅館等より購入するようになっていた。

45年表では、これらサービス部門の活動を遊興接待サービス、宿泊サービス等と食料品、飲料とを併せて提供するものとした。その結果、45年表における仕入原材料を生産する部門(食品、農業部門)のこれらの産出は直接家計または家計外部部門に産出することなく、サービス部門に産出するようになった。

VII 留意すべき点

1 食糧管理特別会計の赤字について

食管赤字は、食糧庁が主として米、麦を生産者より買上げ(輸入も含む)それらを維持、管理し需要者に販売する過程で生ずるものであるが、その内容を勘定別にみると一様でない。これを昭和45年度についてみると国内産食糧勘定では赤字、輸入食糧勘定では、黒字を生じているが、一般的に言われている食管赤字は、これらを相殺したものである。

いま、国内米管理勘定と輸入麦管理勘定を例にとって図示すればおおむね次の通りである。

国内米

仕入額 A_1	経費 M_1
販売額 B_1	赤字 R

注：販売額 $(B_1) =$ 消費者購入額 $(C) -$ 搗精賃 $(T_1) -$ 精米流通マージン (m)

輸入麦

仕入額 A_2	経費 M_2
販売額 B_2	黒字 K

一般会計からの繰入は相殺された赤字(上図で言えば $R - K$)にはほぼ見合った額が繰入れられる。

この繰入額を補助金として連関表に表示する場合には二つの方法が考えられる。その一つは食管そのものが商業活動を行っていることから補助金を全額商業部門に格付けする方法である。この場合を上図を例にとりて示せば以下の通りである。食管の商業マージン額は、販売額 - 仕入額 $= (B_1 + B_2) - (A_1 + A_2)$ であり、補助金は、繰入額 $= R - K$ とならなければならない。

もう一つの方法は、食糧庁を通じて米、麦を購入する部門(精米、製粉部門等)に補助金を配分する方法であり、40年表ではこの方法を採用している。この場合、食管の商業マージンは食管経営費 $= M_1 + M_2$ であり、相殺された赤字を販売量または販売額等の比でそれぞれの部門に配分することには問題がある。いま、上図の例をとり、国内米はすべて精米部門に、輸入麦はすべて製粉部門に販売されたとして精米部門と製粉部門の投入表を作成してみると

精米部門

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{消費者購入額} - \text{精米流通マージン} \\ &= \text{原料購入額} + \text{食管経費} + \text{精米経費} - R \\ &\quad \downarrow \quad \quad \quad \downarrow \quad \quad \quad \downarrow \\ &\quad \quad \quad A_1 \quad \quad \quad M_1 \quad \quad \quad \text{搗精賃 } T_1 \end{aligned}$$

$$C - m = A_1 + M_1 + T_1 - R$$

となり、補助金として計上すべき値は R でないと投入表はバランスしなくなる。

製粉部門

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{原料購入額} + \text{食管経費} + \text{製粉経費} (T_2) + K \\ &\quad \downarrow \quad \quad \quad \downarrow \\ &\quad \quad \quad A_2 \quad \quad \quad M_2 \end{aligned}$$

となり K を間接税として表示しないとバランスしなくなる。

したがって40年表では食管赤字を補助金として各部門に配分するにあたっては相殺された赤字分のみを配分するのではなく、食管勘定別に赤字、黒字を算出し、赤字を補助金、黒字を間接税として表示し、それぞれの部門に配分した。45年表においても(食管赤字を商業部門の補助金として格付けせず)前記と同様な方法で取扱った。

2 輸入製品たばこの取扱いについて

製造たばこ部門は、資料等の関係から他部門のようなアクティビティベースにはならず、その製品の保管、配達輸送、原料の交錯輸送また輸入たばこの購入販売等の活動をも含んだ企業ベース

の部門として取扱っている。輸入製造たばこについては、その価格形成がC I F + 販売経費 + 専売納付金 + 消費税 + 小売店マージンとなっていることからわかるように、専売公社は商業活動のみを行っているといえるが、これらの活動は、たばこの定義および範囲の項で示したように製造たばこ部門の範囲に含めている。これは、国民所得統計が輸入製造たばこにかかわる納付金および消費税を間接税としていることから、これとの斉合性を保つためである。計数上の処理としては、製造たばこ部門が輸入たばこをC I F 価格で投入し、これに販売経費と納付金および消費税とを加えたものを生産額として表示した。

3 野菜・果実等の減耗量の取り扱い

生産物の流通過程で生ずる減耗は、大小の差こそあれすべてのものに存在し、穀類、豆類では約2~3%、野菜、果物では10~16%、とくに、食品工業部門の水等に至っては50%もあるといわれている。

40年表作成においては、物量表を作成した部門の品目が減耗量の少ないものであったので、これを分類不明に計上してバランスをとった。

しかし、不明確な数量をあたかも産出した如く扱うのは厳密に言えば正しくなく、農林省で作成している「食料需給表」ではその産出部門に減耗部門を設け、正確な物量表を作成している。担し、このように物量バランスをとったとしても、I O表において金額表示する場合には、減耗量の評価あるいはどのように表示するか（例えば減耗等の危険負担は商業部門が含んでいると思われるので、その分だけ商業マージンを少なくし、他に別掲するなど考えられる）に問題がある。

以上のようなことから、45年表作成における減耗の取扱いは40年表と同様の方法で行った。

4 資本財たる大動物の取り扱い

I O表では、資本形成部門に産出する資本財の範囲は耐用年数1年以上で単価が1件につき5万円以上としており、農林省

担当の畜産部門でこれに該当する品目は乳牛、馬およびめん羊等である。

一方、資本財のくず（廃乳牛、廃馬）は、競合部門へネガティブ・インプットし、競合部門は資本形成部門との交点でネガティブ・インプット額をマイナス表示して表のバランスを取っている。廃乳牛、廃馬については資本財生産部門と競合部門が同部門なので下に示すごとく結果的に相殺されるが450×550部門表では資本形成部門でそれぞれプラスとマイナスで計上される。

資本形成額 = 大動物の頭数増および成長肥大額 - と殺部門産出額（とくを除く）

5 立木の生産量について

立木のC T推計にあたっては、原則的には、1年間の全成長量をもってすべきであるが、45年表作成に当っては35、40年と同様にその1年の伐採量をもって当てた。これは下記の理由による。

- ① 成長量について信頼できる統計がない。
- ② 数量としては推計可能であっても、これを価額評価するうえで現在のところ定説がない。
- ③ わが国の天然林は国際的観点からは純然たる天然林とはいえないにしても、天然林の成長量を含めることについては問題がある。

6 農林漁家の自家生産物を原料とした製造・加工活動について

農林漁家では自家の生産物を用いて食料品、わら加工品等の生産活動を行なっている。日本標準産業分類では、これらの活動をそれぞれ農林漁業活動と規定しているが、I O表では、製造された品目が、自給されるか販売されるかを問わず、それぞれの該当部門に格付けする。ただし、量的に少ないものはこれを除外した。農林省担当部門におけるこれら自給分がある部門は生産額推計の食品工業部門の項に表示してある。